(二)　金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

第三六一条第一項第三号を改め、次に掲げる事項等は、定款に当該事項等を定めていないときは、株主総会の決議によって定めることとするとともに、指名委員会等設置会社についても、同様に第四〇九条第三項を改めることとした。(第三六一条第一項第三号～第六号及び第四〇九条第三項第三号～第六号関係)

(1)　報酬等のうち当該株式会社の募集株式については、当該募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項

(2)　報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

(三)　取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則

(1)　上場会社は、株主総会の決議等による(二)(1)に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式等を引き受ける者の募集をするときは、募集株式の払込金額又はその算定方法及び募集株式と引換えにする金銭の払込み等の期日又は期間を定めることを要しないこととした。この場合において、当該上場会社は、募集株式について、取締役の報酬等として当該募集に係る株式の発行等をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨及び募集株式を割り当てる日（以下(三)において「割当日」という。）を定めなければならないこととした。(第二〇二条の二第一項関係)

(2)　上場会社は、株主総会の決議等による(二)(2)に掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法を当該新株予約権の内容とすることを要しないこととした。この場合において、当該上場会社は、取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み等を要しない旨及び株主総会の決議等による(二)(2)に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨を当該新株予約権の内容としなければならないこと等とした。(第二三六条第三項関係)

(3)　株主総会の決議等による(二)(1)若しくは(2)に掲げる事項についての定め又は報酬委員会による(二)(1)若しくは(2)に掲げる事項についての決定に基づく株式の発行により資本金等として計上すべき額については、法務省令で定めることとした。(第四四五条第六項関係)

(4)　その他の規定の整備

(1)後段による定めがある場合には、株主総会の決議等による(二)(1)に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、募集株式の引受けの申込みをし、又は募集株式の総数の引受けを行う契約を締結することができないこととし、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となることとするとともに、(2)後段による定めがある場合には、その定めを登記しなければならないこととするなど、所要の整備をすることとした。(第二〇五条第三項、第二〇九条第四項及び第九一一条第三項第一二号ロ～ニ関係)

4　補償契約

(一)　株式会社が、役員等に対して、当該役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたこと等に対処するために支出する費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（以下4において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならないこととした。(第四三〇条の二第一項関係)

(二)　株式会社は、補償契約を締結している場合であっても、(一)の費用のうち通常要する費用の額を超える部分等を補償することができないこととした。(第四三〇条の二第二項関係)

(三)　補償契約に基づき(一)に掲げる費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で(一)の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができることとした。(第四三〇条の二第三項関係)

(四)　取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないこととした。(第四三〇条の二第四項関係)

(五)　第三五六条第一項及び第三六五条第二項（これらの規定を第四一九条第二項において準用する場合を含む。）、第四二三条第三項並びに第四二八条第一項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないこととするなど、所要の整備をすることとした。(第三九九条の一三第五項第一二号、第四一六条第四項第一四号及び第四三〇条の二第五項～第七項関係)

5

(一)　株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならないこととした。(第四三〇条の三第一項関係)

(二)　第三五六条第一項及び第三六五条第二項（これらの規定を第四一九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四二三条第三項の規定は、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、取締役又は執行役を被保険者とするなど、所要の整備をすることとした。(第三九九条の一三第五項第一三号、第四一六条第四項第一五号並びに第四三〇条の三第二項及び第三項関係)

6　業務執行の社外取締役への委託

(一)　株式会社（指名委員会等設置会社を除く。）が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができることとした。(第三四八条の二第一項関係)

(二)　(一)により委託された業務の執行は、第二条第一五号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないこととした。ただし、社外取締役が業務執行取締役の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでないこととした。(第三四八条の二第三項関係)

(三)　その他の規定の整備

指名委員会等設置会社についても、(一)及び(二)と同様の規律を設けることとするなど、所要の整備をすることとした。(第三四八条の二第二項及び第三項、第三九九条の一三第五項第六号並びに第四一六条第四項第六号関係)

7　社外取締役の設置義務

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第二四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないこととした。(第三二七条の二及び第九七六条第一九号の二関係)

8　社債の管理

(一)　社債管理補助者

(1)　社債管理補助者の設置

会社は、各社債の金額が一億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、社債管理補助者を定め、社債権者の